（第五面） ［略］ （第六面） ［略］		（第三面） ［同左］ （第四面） ［同左］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

（地方整備局組織規則の一部改正）

第九条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十五　［略］ 四十六　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 四十七・四十八　［略］ （都市・住宅整備課の所掌事務） **第八十四条**　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十三　［略］ 二十三の二　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十四・二十五　［略］	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十五　［同上］ ［号を加える。］ 四十六・四十七　［同上］ （都市・住宅整備課の所掌事務） **第八十四条**　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十三　［同上］ 二十三の二　エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく登録建築物調査機関の登録及び監督に関すること。 二十四・二十五　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第十条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十　［略］ 二十の二　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十一～五十一　［略］	（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十　［同上］ ［号を加える。］ 二十一～五十一　［同上］